

鎌ケ谷市立保育園給食調理業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、鎌ケ谷市立保育園において実施している保育園給食を「鎌ケ谷市立保育園給食調理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に基づき、適正かつ公平性を確保して事業者を選定するため、実施するプロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

なお、本プロポーザルは、令和9年度予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において予算の減額、否決があった時は、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合もあり得るものとする。

2 委託業務名

鎌ケ谷市立保育園給食調理業務委託

3 業務委託場所

委託業務の実施場所は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|-------------|
| (1) 鎌ケ谷市道野辺中央五丁目7番10号 | 鎌ケ谷市立道野辺保育園 |
| (2) 鎌ケ谷市東初富二丁目6番50号 | 鎌ケ谷市立南初富保育園 |
| (3) 鎌ケ谷市栗野740番3号 | 鎌ケ谷市立栗野保育園 |
| (4) 鎌ケ谷市鎌ケ谷六丁目8番26号 | 鎌ケ谷市立鎌ケ谷保育園 |

4 業務内容

別添「鎌ケ谷市立保育園給食調理業務委託仕様書」のとおり。

5 委託期間及び契約の締結について

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで。ただし、以下の条件に合致する場合には、最長で4年間（令和10年度～令和13年度まで）継続して、随意契約を行うことができるものとする。

- ① 当該契約の目的が同一であること。
- ② 当該契約の履行状況等について、適格者として鎌ケ谷市に認められること。
- ③ 各年度、当該業務に係る鎌ケ谷市歳入歳出予算が鎌ケ谷市議会で議決されること。
- ④ 随意契約による契約金額は、令和9年度の契約金額を限度額とするが、人件費の高騰等やむを得ない事由があると認められる場合においてはこの限りではない。

6 委託業務に係る提案限度額

95,790,000円／年度（消費税及び地方消費税の額を含む）

※上記限度額だけでなく、下記のとおり、各園限度額の範囲内も満たすことを条件とする。

(1) 道野辺保育園 26,152,000円／年度

（消費税及び地方消費税の額を含む）

(2) 南初富保育園 28,852,000円／年度

（消費税及び地方消費税の額を含む）

(3) 栗野保育園 20,393,000円／年度

（消費税及び地方消費税の額を含む）

(4) 鎌ヶ谷保育園 20,393,000円／年度

（消費税及び地方消費税の額を含む）

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業規模を示すものである。

7 プロポーザルの実施形式

本業務は、公募型プロポーザル方式により契約候補者等を決定するものとする。

8 日程

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施日等
公募の開始	令和8年10月 7日（水）
質問書受付締切	令和8年10月22日（木）午後5時まで
質問回答期限	令和8年10月30日（金）午後5時まで
参加申込書及び企画提案書等提出締切	令和8年11月5日（木）午後5時まで
一次審査（書類審査）	令和8年11月10日（火）（予定）
一次審査結果通知	令和8年11月13日（金）（予定）
二次審査（プレゼンテーション）	令和8年11月20日（金）（予定）
審査結果通知	令和8年12月11日（金）（予定）

9 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる参加資格要件をすべて満たしている事業者であることとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (2) 鎌ケ谷市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
留意事項あり（「9-2 参加資格に関する留意事項」 参照）
- (3) 参加申込書の提出から契約候補者として特定されるまでの間に、鎌ケ谷市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 参加申込書の提出から契約候補者として特定されるまでの間に、鎌ケ谷市入札契約等に係る暴力団対策措置要綱に基づく措置要件該当者に該当していないこと。
- (5) 参加申込書の提出から契約候補者として特定されるまでの間に、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間経過しない者又は当該業務の実施要領公開日前6か月以内に手形、小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者でないこと。
- (8) 過去5年間に保育園給食における食中毒等の事故発生による行政処分を受けていないこと。
- (9) 保育園において3年以上の給食調理業務の実績があること。
- (10) 火災、労働争議、業務停止等の事情により、その業務の全部又は一部の遂行が履行できなくなった場合の保証のため、あらかじめ、業務代行保証者として公益社団法人日本給食サービス協会に加入し、上記条件を満たし業務の継続的履行が保証されていること。
- (11) 製造物賠償責任保険（PL 保険）等の損害補償制度に加入していること。

9-2 参加資格に関する留意事項

鎌ケ谷市競争入札参加資格者名簿に登録が完了していない時は、令和8年11月2日（月）までに次の書類を提出することとする。

- (1) 登記事項証明書（履歴全部事項証明書）
- (2) 印鑑証明書
- (3) 納税証明書（国税）
「法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）」
※未納がないことを証明するものに限る。
- (4) 納税証明書（県税）

「千葉県税の完納証明書（納税証明書その２）」

※千葉県内に事業所を有する場合に限る。

※未納がないことを証明するものに限る。

(5) 納税証明書（市税）

「法人市民税納税証明書」

※鎌ケ谷市内に事業所を有する場合に限る。

※未納がないことを証明するものに限る。

(6) 財務諸表（貸貸対照表及び損益計算書）の写し

(7) その他必要と認める書類

10 参加申込方法

本プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のとおり「参加申込書」及び「企画提案書」を提出しなければならない。

なお、所定の期限までに参加申込書及び企画提案書を提出しない者又は参加資格要件を満たさないと認められた者は、本プロポーザルに参加できないものとする。

(1) 提出書類

① 参加申込書（様式第1号） 1部

※参加申込書の提出の際は、次の書類を添付することとする。

・ 保育園給食調理業務の受託実績（3年以上）について（任意様式）

※受託していたことを証明する書類の写しを添付することとする。

・ 過去における食中毒事故の有無について（任意様式）

・ 公益社団法人日本給食サービス協会業務代行保証加入証の写し

・ 製造物賠償責任保険（PL保険）等の保険証の写し

② 企画提案書（様式第2号） 1部

※企画提案書の提出の際は、企画提案関係書類を添付すること。（企画提案関係書類については、「1.1 企画提案関係書類の提出及び作成に関する留意事項」参照）

(2) 提出期限 令和8年11月5日（木）午後5時まで

(3) 提出場所 鎌ケ谷市役所幼児保育課

(4) 提出方法 持参によること。（郵送、電子メール又はFAXによるものは受け付けない。） ※土日祝を除く

1.1 企画提案関係書類の提出及び作成に関する留意事項

(1) 企画提案関係書類については、次の書類を企画提案書（様式第2号）に添付して各8部（原本1部、写し7部）を提出することとする。

- ① 提案書（任意様式）
 - ② 会社概要（任意様式）
 - ③ 鎌ヶ谷市立保育園給食調理業務委託見積書（園ごとに人件費、法定福利費、福利厚生費、保健衛生費、事務費等、消耗品費等、営業管理費等に区分し、算出のこと）
- ※提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、原則認めない。

（２）提案書の様式及び書式等

- ① 提案書については任意様式とする。
- ② 用紙サイズはA４版縦とする。
- ③ 文字サイズは、１１ポイント以上で作成する。
- ④ 印刷の色は、カラー、白黒を問わない。資料のページ数に制限は設けないが、プレゼンテーションの制限時間を踏まえて作成すること。

（３）提案書の作成について

- ① 提案書の作成に当たっては、仕様書及び本要領を踏まえること。
- ② 提案内容は、次の項目について提案することとし、できるだけ具体的に記載すること。また、項目ごとにまとめて作成すること。

ア 人員配置及び調理業務体制（令和９年４月１日からの円滑な業務遂行のための具体的対応を含む）について

イ 保育園給食に対する基本的な考え方について

ウ 安全衛生管理（食中毒等への対応含む）について

エ 危機管理体制について

オ アレルギー児の対応について（誤食時における対応を含む）

カ 食育に対する考え方及び園児への食育計画について

キ 教育・研修体制について

１２ 質問の受付及び回答

（１）質問の受付期限

令和８年１０月２２日（木）午後５時まで

（２）提出方法

電子メールにて件名を「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、質問書（様式第３号）を添付して、下記メールアドレス宛に送信すること。なお、電話及び直接来所による質問には応じないが、メールを送信した際は、その旨を幼児保育課幼児保育支援係まで連絡すること。

（３）提出先

鎌ヶ谷市 健康福祉部 幼児保育課 幼児保育支援係

メールアドレス hoikusien@city.kamagaya.chiba.jp

電話番号 047-445-1363（直通）

（４）質問に対しての回答

質問に対する回答は、令和８年１０月３０日（金）午後５時までに市ホームページ上で回答することとする。

1.3 事業者の選定

（１）審査委員会の設置

提案内容の審査・評価及び契約候補者の選定を行うため、鎌ヶ谷市立保育園給食調理業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

（２）選定方法

事業者の選定は、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション）により行う。

① 一次審査（書類審査）

一次審査は、提出書類に基づき、参加資格要件を満たしているかの判断を行う。ただし、要件を満たしていない場合、二次審査に進めないため留意する。

② 一次審査結果通知

一次審査の結果については、令和８年１１月１３日（金）（予定）までに結果通知書にて通知することとする。

③ 二次審査（プレゼンテーション）

二次審査は、企画提案書に関するプレゼンテーションを行った上で仕様書に基づき、適切に業務の遂行ができるか等の質疑を行う。

（３）二次審査（プレゼンテーション）の実施

① 実施日及び場所

実施日時及び場所については、一次審査の結果通知書にて通知することとする。

② 実施時間

１事業者３０分程度（プレゼンテーション２０分以内、質疑応答１０分程度）とする。

③ その他

ア 本プレゼンテーションで使用する資料については、提出された提案書のみとする。提案書にない追加提案や追加資料の配布は禁止とするが、提

出された提案書と同一の図案や写真を用いた説明用のパネル等の使用は可能とする。

- イ 本プレゼンテーションにおいては、プロジェクター、スクリーンを使用できるものとする。これらを使用する場合、本市で用意するので、事前に連絡すること。なお、パソコン等については事業者で用意すること。
- ウ 本プレゼンテーションには、発表者、補助者を含めて3名以内とする。
- エ 指定した日時に遅刻又は欠席した場合は、参加申請を辞退したものとみなす。

(4) 評価項目及び評価基準

別紙「鎌ケ谷市立保育園給食調理業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準」のとおりとする。

1 4 審査結果の通知

契約候補者選定後、参加事業者全員に選定または非選定の結果を「審査結果通知書」により通知するものとする。

また、「審査結果通知書」を受領した者は、通知日から起算して5日以内（土日・祝日を除く）に書面（任意様式）をもって、鎌ケ谷市への理由の説明を求めることができるものとする。

なお、鎌ケ谷市は、書面にて理由の説明を求められたときは、当該書面の受理日から起算して3日以内（土日・祝日を除く）に、説明を求めた者に対し、書面にてその理由を回答するものとする。

1 5 審査結果の公表

(1) 公表方法

契約候補者選定後、本プロポーザルにおける審査結果を市ホームページにおいて公表するとともに、幼児保育課窓口において閲覧に供するものとする。

(2) 公表内容

- ① 委託業務名
- ② 審査結果（契約候補者の名称及び評価点数、契約候補者以外の参加事業者の評価点数）
- ③ 契約候補者の選定理由
- ④ 参加事業者数
- ⑤ 審査経過及び審査委員

(3) 公表内容に係る留意事項

- ① 契約候補者以外の参加事業者の名称は公表しない。

② 契約候補者以外の参加事業者の評価点数は点数順で表記する。

1 6 失格要件

- (1) 参加資格要件を満たしていない又は満たさないこととなった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 本要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
- (4) 提案限度額を超えた見積を提出した場合。
- (5) プレゼンテーション等の開始時間までに会場に来なかった場合。
- (6) 審査及び評価の公平性を害する行為があったと鎌ケ谷市が認める場合。

1 7 契約に関する基本事項

契約候補者と当該業務について協議を行い、内容について双方合意の上、当該業務仕様書を作成するものとする。その仕様書に基づく見積書を再度徴取し、随意契約の方法により令和9年4月1日付けで契約を締結する。

また、契約金額は原則として企画提案時に提出された見積額を超えないこととする。

なお、本契約は、「令和9年度鎌ケ谷市歳入歳出予算」が令和9年3月31日までに、鎌ケ谷市議会で議決された場合において、令和9年4月1日に確定するものとする。

1 8 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る費用については、すべて事業者負担とする。
- (2) 提出された書類は返還しないものとする。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しないものとする。
- (4) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。鎌ケ谷市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (5) 参加事業者が1者であっても、審査及び評価を行い、契約候補者として適当でないと認められる場合には、契約候補者と特定しないことがある。
- (6) 企画提案書等については、参加業者1者につき1提案に限るものとする。
- (7) 鎌ケ谷市が必要と認める場合は、追加の書類提出を求めることがある。
- (8) 本プロポーザルに用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

- (9) 本プロポーザルにおける企画提案書等の提出書類は、鎌ケ谷市情報公開条例（平成11年鎌ケ谷市条例第3号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

19 問い合わせ先（事務局）

鎌ケ谷市健康福祉部幼児保育課幼児保育支援係 担当 佐野・二三四

電話 047-445-1363（直通）

FAX 047-443-2233

E-mail : hoikusien@city.kamagaya.chiba.jp

(様式第 1 号)

年 月 日

(あて先) 鎌ケ谷市長

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

参加申込書

下記の業務について、プロポーザルへの参加を申込みます。

なお、「鎌ケ谷市立保育園給食調理業務委託公募型プロポーザル実施要領」に掲げる参加資格要件を全て満たしていることを誓約します。

記

1 業務名 「鎌ケ谷市立保育園給食調理業務委託」

2 添付書類

- ・ 保育園給食調理業務の受託実績（3年以上）について（任意様式）
（※受託していたことを証明する書類の写しを添付すること）
- ・ 過去における食中毒事故の有無について（任意様式）
- ・ 公益社団法人日本給食サービス協会業務代行保証加入証の写し
- ・ 製造物賠償責任保険（PL 保険）等の保険証の写し

【担当者連絡先】

郵便番号	
住所	
所属部署	
職・氏名	
T E L	
E - m a i l	

(様式第2号)

年 月 日

(あて先) 鎌ヶ谷市長

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

企画提案書

下記の業務について、関係書類を添えて企画提案書を提出します。
なお、添付書類及び記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 業務名 「鎌ヶ谷市立保育園給食調理業務委託」
- 2 添付書類
 - (1) 提案書(任意様式)
 - (2) 会社概要(任意様式)
 - (3) 鎌ヶ谷市立保育園給食調理業務委託見積書

【担当者連絡先】

郵便番号	
住所	
所属部署	
職・氏名	
TEL	
E-mail	

(様式第 3 号)

年 月 日

(あて先) 鎌ヶ谷市長

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

質問書

鎌ヶ谷市立保育園給食調理業務委託に係る公募型プロポーザルについて、以下のとおり質問します。

No	文書名	頁数	質問内容

※ 欄は適宜、拡大または追加してください。

【担当者連絡先】

郵便番号	
住所	
所属部署	
職・氏名	
T E L	
E - m a i l	